

(Law 未来の会 セミナーのご案内)

## 今こそ、司法修習の意義を問う

- 「給費制」の議論を超えて -

裁判官、検察官、弁護士など実務法律家になるためには、法科大学院で2年間ないし3年間法律実務を学んで司法試験に合格し、さらに1年間の司法修習を経なければなりません。

しかし、法科大学院で2年間ないし3年間法律実務を学んだ後に、さらに裁判実務中心の司法修習を行う必要があるのでしょうか？法科大学院発足後10年余がたちましたが、これまでは、司法修習の必要性についての議論がなされてきませんでした。

今回のセミナーでは、法科大学院教育や多様性を増しつつある法曹の現状、さらには、世界各国の法曹養成制度との比較について、研究者、元最高裁判所判事、弁護士等の報告をお聞きして、司法修習制度の意義について議論したいと思います。

どなたでも大歓迎ですので、是非ご参加ください。

### 【セミナーの概要】

日 時	2017年5月25日(木)午後6時~8時頃(開場午後5時30分)
場 所	弁護士会館10階1003会議室(東京都千代田区霞が関1-1-3)
定 員	96名 <u>先着順</u> となりますので、お早目にお申込みください。
スピーカー (敬称略)	泉 徳治(弁護士・元最高裁判所判事) 宮澤節生(加ホルア大学ハイキング法科大学院教授・神戸大学名誉教授) 四宮 啓(弁護士・國學院大學法科大学院教授) 須網隆夫(早稲田大学大学院法務研究科教授) 石井逸郎(弁護士・ウェール法律事務所) 野村 慧(株ジュリスティックス リーガルプレースメント事業部長)
主 催	ロースクールと法曹の未来を創る会(代表: 弁護士 久保利英明)
参 加 費	無料

- 【申込方法】 次の要領で、電子メールにてお申込みください。  
件名に「5/25 参加希望」とご記入ください。  
本文に「氏名」・「所属(肩書き)」をご記入ください。  
送信先アドレス: info@lawyer-mirai.com

(お問い合わせ先) ロースクールと法曹の未来を創る会 事務局  
(法律事務所フロンティア・ロー内 担当: 弁護士 宮島 渉)  
〒102-0083 東京都千代田区麹町3-2-4 麹町 HF ビル8階  
TEL 03-6256-9400 FAX 03-6256-9401 info@lawyer-mirai.com